



2025年7月25日

各 位

会 社 名 S G ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 本 秀 一
(コード番号：9143 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 財 務 ・ 経 営 企 画 担 当 高 垣 考 志
(TEL 075-693-8850)

業績連動型株式報酬としての第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り、業績連動型株式報酬としての自己株式の処分（以下「自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年8月29日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 13,027株
(3) 処分価額	1株につき1,655円
(4) 処分価額の総額	21,559,685円
(5) 処分予定先	当社の取締役（社外取締役を除く）を退任した者 1名 12,286株 当社の執行役員を退任した者 1名 741株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法における有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は2018年5月11日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（非常勤取締役、社外取締役および国内非居住者を除きます。）ならびに執行役員（国内非居住者を除きます。）（以下「取締役等」といいます。）を対象として、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、2018年6月28日に開催された第12回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本制度に基づく取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容をご承認いただきました。

本自己株式処分は、本制度に基づき、退任した取締役等（以下「交付対象者」といいます。）に対して当社普通株式を交付するため、当社の本日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

本自己株式処分の対象となる当社普通株式は、処分予定先である交付対象者に対して付与された金銭報酬債権を出資財産として、現物出資させることにより、自己株式の処分により交付されます。

また、今回処分予定先である交付対象者に付与される金銭報酬債権の額および本自己株式処分の対象となる当社普通株式の数については、本制度に基づき、金銭報酬債権の総額を21,559,685円とし、当社普通株式合計13,027株を付与することを取締役会において決定いたしました。なお、当該取締役会において、本制度に

基づき金銭報酬として合計9,241,520円を交付対象者に付与することも併せて決定しております（上記の金銭報酬債権との合計額は30,801,205円となります。）。

3. 本制度の概要

本制度の概要につきましては、以下の通りです。なお、本制度の詳細は、2018年5月11日に公表した「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(1) 本制度の概要

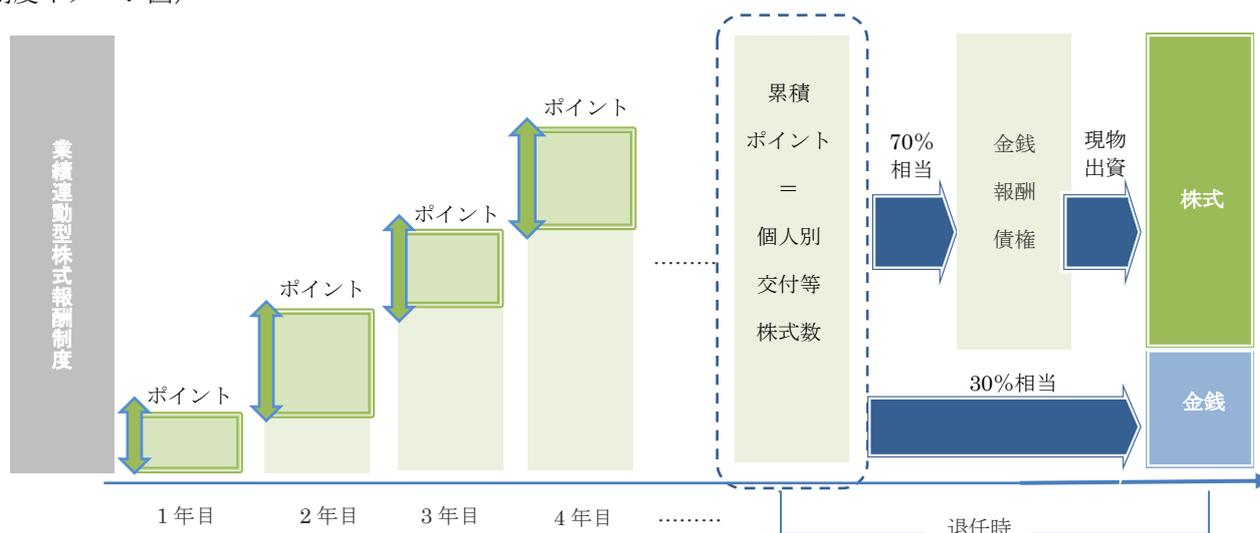
本制度は、当社の中期経営計画の期間に対応した3事業年度（以下「対象期間」といいます。ただし、当社は2017年3月20日で終了する事業年度から2019年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象とする中期経営計画（以下「当期中期経営計画」といいます。）を推進中であったことから、2018年に本制度を導入した当初は、中期経営計画の期間に対応させるため、当期中期経営計画の残存期間である2019年3月31日で終了する最後の1事業年度と次期中期経営計画の3事業年度を対象期間とした4事業年度（以下「当初の対象期間」といいます。）としています。）を対象として、会社業績指標の達成度等に応じて、当社の取締役等に役員報酬として、当社普通株式および金銭（以下「当社普通株式等」といいます。）の交付および支給（以下「交付等」といいます。）を行う制度です。

なお、当社の取締役等が当社普通株式等の交付等を受ける時期は、取締役等の退任（死亡による退任を含みます。以下同じです。）後とします。

(2) 本制度の仕組み

- ① 当社は、本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ています。
- ② 当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定し、取締役等に対して交付を行う当社普通株式および給付を行う金銭の額の算定方法を定めています。
- ③ 対象期間中、各取締役等に対して、当該取締役等の基準ポイント数（下記（3）①に記載。）に会社業績指標の達成度に応じた業績連動係数を乗じて算出されたポイントを付与し、累積していきます。
- ④ 取締役等の退任時に累積したポイント数に応じた株数（個人別交付等株式数（下記（3）①に記載））の当社普通株式等の交付等を行います。その際、取締役等の所得税額を考慮して、個人別交付等株式数の70%に相当する株式数の当社普通株式の交付を行い、個人別交付等株式数の残りについては当社普通株式に代えてこれに相当する金額の金銭の支給を行います。
- ⑤ 取締役等に対する当社普通株式の交付は、当社による株式発行または自己株処分により行われます。この場合、当社から取締役等に対して金銭報酬債権を付与し、取締役等は、当該株式発行または自己株処分に際して、当該金銭報酬債権を現物出資することにより、当社普通株式を取得します。当該金銭報酬債権の金額については、当社普通株式を引き受ける取締役等に特に有利とならない範囲内で取締役会において決定します。

(制度イメージ図)



(3) 本制度導入に係る株主総会決議

本制度の対象期間において、取締役等へ当社普通株式を交付するために付与する金銭報酬債権および取締役等へ支給する金銭の金額の算定方法ならびに取締役等へ交付する当社普通株式の株式数の上限を下記①、②に定める通りとし、その他本制度の導入に関して必要な事項を本株主総会において決議しております。また、対象期間の終了後も本制度の継続を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で継続するものとし、取締役会において継続する旨を決議します。なお、当社は、2022年3月25日開催の取締役会において、2022年4月1日に開始する事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象として本制度を継続することを決議し、また、2025年3月28日開催の取締役会において、2025年4月1日に開始する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象として本制度を継続することを決議しております。

① 取締役等に交付等が行われる当社普通株式の数の算定方法および上限

各取締役等に交付等が行われる当社普通株式(当社普通株式に代えてこれに相当する金銭を支給する部分を含みます。)の数(以下「個人別交付等株式数」といいます。)の算定方法は下記のとおりとし(小数点以下切り捨て)、その総数の上限(以下「上限交付株式数」といいます。)は、1事業年度あたり125,000株とし、対象期間(3事業年度)ごとに375,000株(ただし、当初の対象期間(4事業年度)については500,000株)とします^{(※1)(※2)}。

※1 上記上限交付株式数のうち、実際に取締役等が金銭報酬債権の現物出資を行い、割当てが行われる当社普通株式の数の上限については、対象期間(3事業年度)ごとに、上限交付株式数の70%である262,500株(当初の対象期間(4事業年度)については350,000株)とします。

※2 当社は、2020年11月1日付で当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、当該株式分割に応じて上限の株式数を調整しております。

【個人別交付等株式数の算定方法】

対象期間中、毎年所定の時期に、各取締役等の基準ポイント数に、会社業績指標(連結営業利益等)の達成度等を乗じて算出されるポイントが各取締役等に対して付与されます(下記【算式】参照)。取締役等の退任時に、付与されたポイントの累積値(以下「累積ポイント」といいます。)に応じて当社普通株式等の交付等が行われます。その際、個人別交付等株式数の70%に相当する株式数の当社普通株式の交付を行い、個人別交付等株式数の残りについては当社普通株式に代えてこれに相当する金額の

金銭の支給を行います。ただし、対象期間中に取締役等が死亡により退任した場合は、個人別交付等株式数の全てについて金銭で支給することとし、当社普通株式の交付は行いません。

なお、対象期間中に付与されたポイントについては1ポイントあたり当社普通株式1株（当初の対象期間については1ポイントあたり当社普通株式2株^(※3)）とし、対象期間中に当社普通株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりの交付等が行われる当社普通株式の数を調整します。また対象期間の途中で退任または昇任した取締役等については、当該年度の基準ポイント数は、交付規程の内容に基づき、按分調整します。

【算式】

$$[\text{各取締役等の基準ポイント数} = \text{各取締役等の月額基本報酬} \div \text{基準株価}^{(\ast 4)}]$$

$$[\text{每事業年度の各取締役等に対する付与ポイント数} = \text{基準ポイント数} \times \text{業績連動係数}^{(\ast 5)}]$$

$$[\text{交付株式数} = \text{個人別交付等株式数} \times 70\%]$$

- ※3 当社は、2020年11月1日付で当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、当該株式分割に応じて1ポイントあたりの交付等が行われる当社普通株式の数を調整しております。
- ※4 基準株価は、本制度に係る株式交付規程を制定する旨の取締役会決議の日（当初の対象期間終了後においては、本制度を継続する旨の取締役会決議の日）の前営業日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値とします（小数点以下切り捨て）。
- ※5 業績連動係数は、各事業年度の連結営業利益等の会社業績指標の達成度等を基に算出され、0%～200%の範囲で変動します。

② 本制度に基づき取締役等に付与する金銭報酬債権の金額および取締役等へ支給する金銭の算定方法

本制度に基づき、各取締役等に当社普通株式を交付するために付与する金銭報酬債権の金額は、上記①に定める個人別交付等株式数の70%に1株あたりの払込金額を乗じた金額とします（小数点以下切り捨て）。

【算定式】

$$[\text{各取締役等に当社普通株式を交付するために付与する金銭報酬債権の金額} = \text{個人別交付等株式数}^{(\ast 6)} \times \text{1株あたりの払込金額}^{(\ast 7)} \times 70\%] \cdots (A)$$

1株あたりの払込金額は、当社普通株式を引き受ける取締役等に特に有利とならないよう、当社普通株式の交付を決議する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値等（小数点以下切り捨て）、払込期日における当社普通株式の公正な価格を払込金額とし、後記の払込金額上限値を上限として取締役会で決定します。

また、本制度に基づき、各取締役等に支給する金銭支給額は、下記のとおりとします。

[算定式]

[各取締役等に支給する金銭支給額 =

$$\text{個人別交付等株式数}^{(\ast 6)} \times 1 \text{株あたりの払込金額}^{(\ast 7)} - (A)]$$

ただし、対象期間中に取締役等が死亡により退任した場合、その時点で累積ポイントを確定させて個人別交付等株式数を算出し、その時点の当社普通株式の時価を乗じて得られた額の金銭を、当該取締役等の承継者に支給します。

※6 個人別交付等株式数の総数の上限については上記①参照

※7 1株あたりの払込金額の上限値は、支給対象となる取締役等が下記(4)に定める株式交付要件を満たした時点から起算して前6ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の最高値とします。

(4) 本制度の対象者

取締役等は、退任後に、下記の要件を満たしていることを条件に、株式交付規程に定める所定の手続を経て、当社普通株式等の交付等を受けることができます。

当社普通株式等の交付等の要件は下記のとおりとなります。

- ① 本制度開始日以降の対象期間中に当社の取締役等であること（制度開始日以降に新たに取締役等になった者を含みます。）
- ② 国内居住者であること
- ③ 当社の取締役等を退任していること
- ④ 上記(3)①に定める累積ポイントが決定されていること
- ⑤ 取締役等の職務に関し、当社と取締役等との間の契約等に反する重大な違反があった者または当社の意思に反して自己都合により退任した者でないこと
- ⑥ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2025年7月24日）の東京証券取引所における当社株式の終値である1,655円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち3名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上